

平 15. 2. 21
〔 非 営 利 W G 〕
4 - 1

資 料

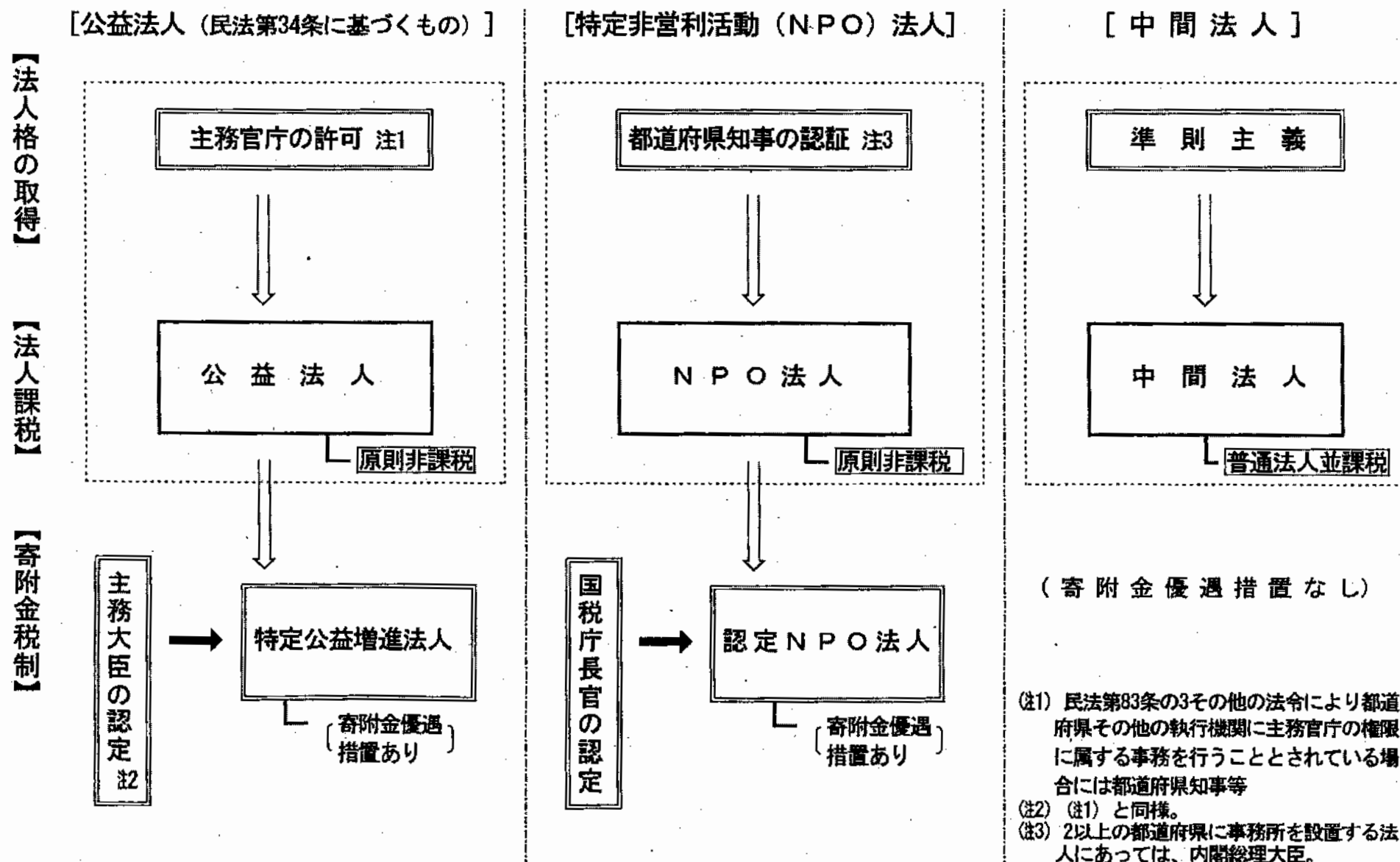
（非営利法人の課税等の概要）

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

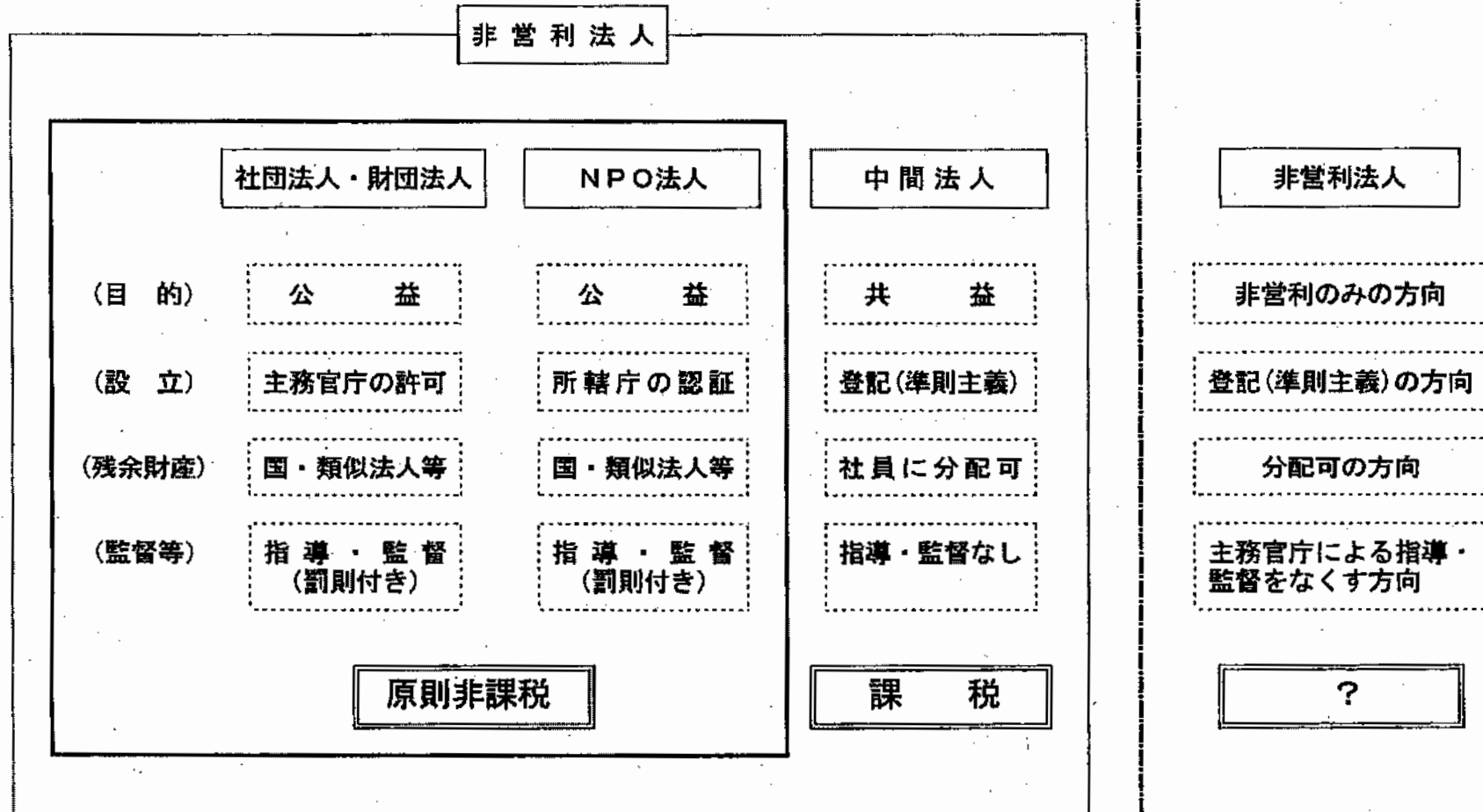
非営利法人制度（設立及び税制上の措置）の概要



非営利法人に対する課税の取扱いについて

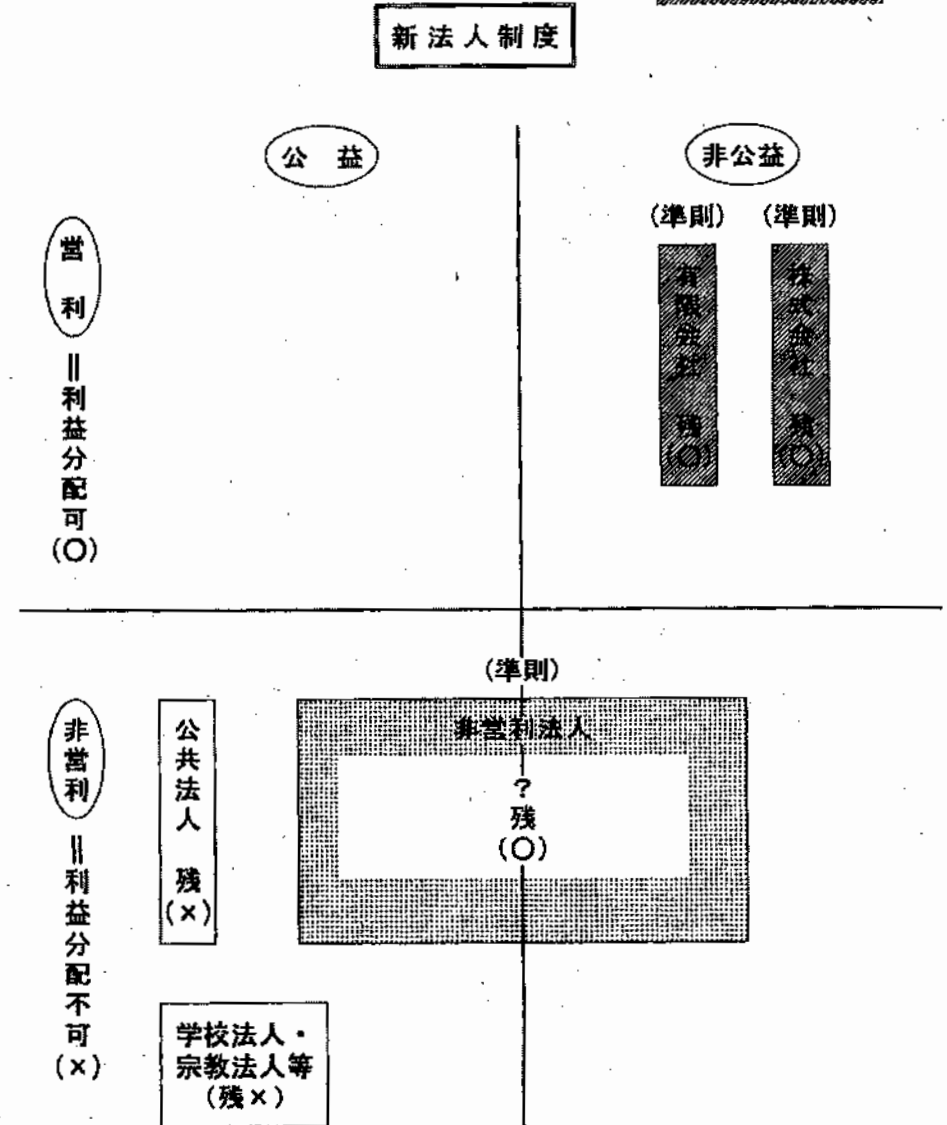
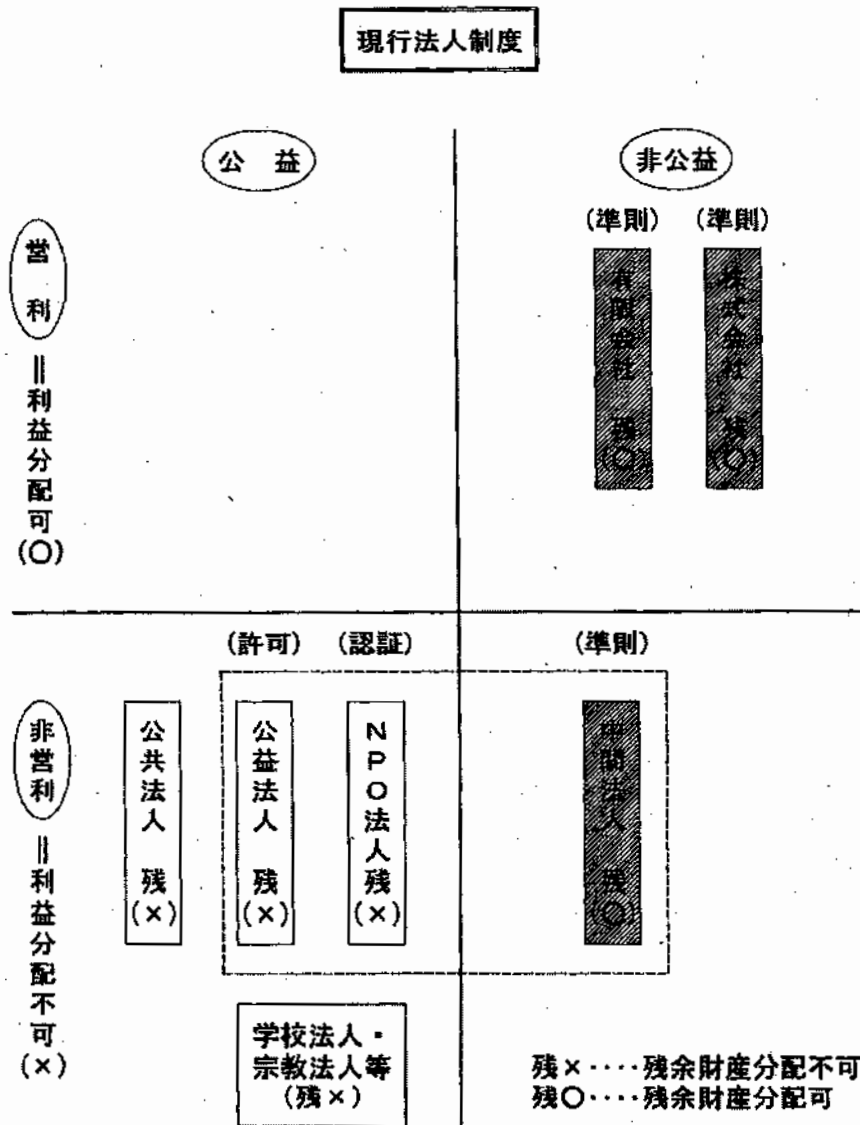
〔現行制度〕

〔内閣官房行革事務局〕
平14.8 論点整理



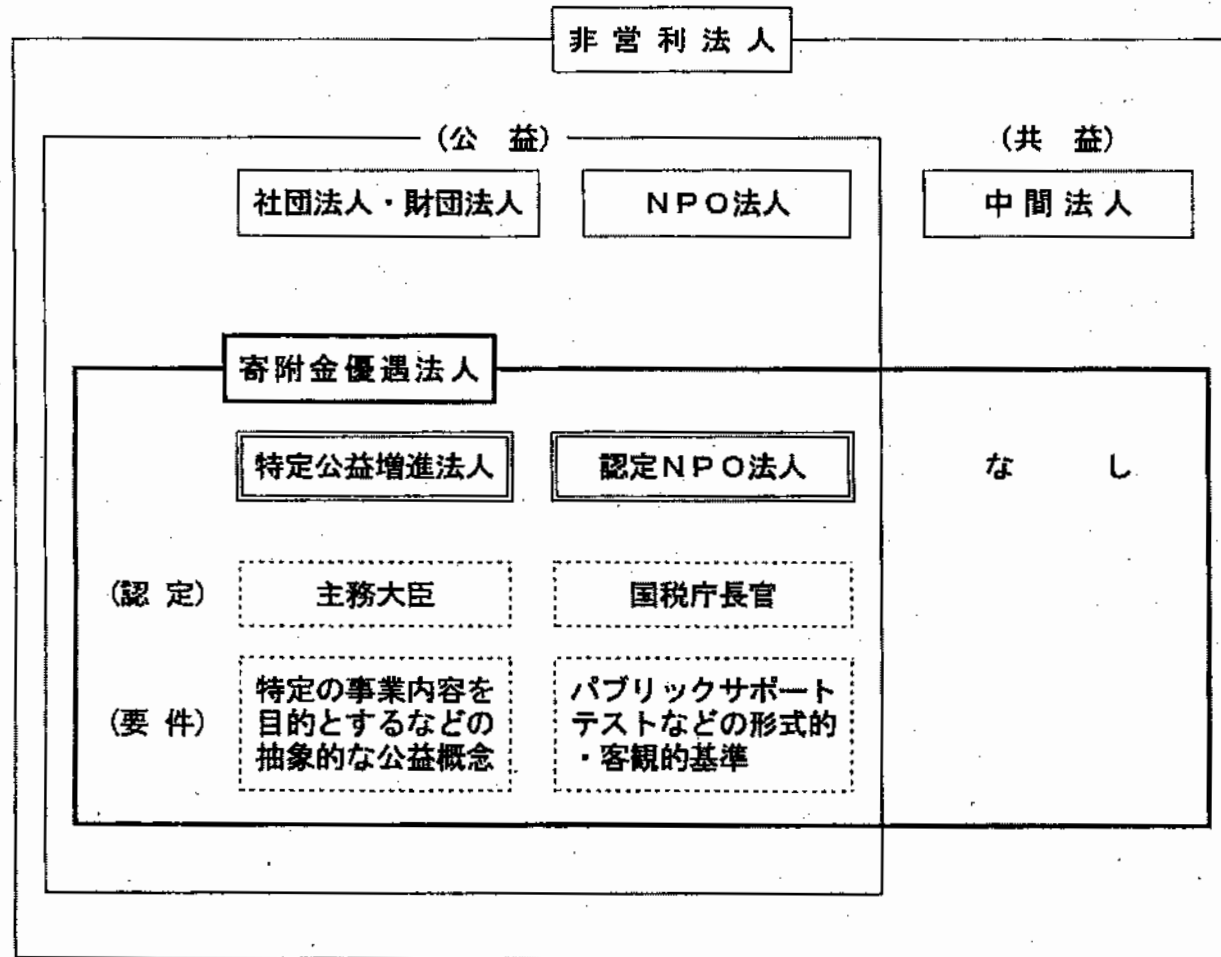
法人制度とそれぞれの法人に対する課税

課税方法



寄附金優遇法人制度について

〔現行制度〕



〔内閣官房行革事務局〕
平14.8 論点整理

(共益等)

非営利法人

?

現行法令における「公益」の定義

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 省略

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動

- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(注) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百七十三号）により、「特定非営利活動」の範囲が次のとおり改正される（平成15年5月1日施行）。

四の活動が「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」とされ、次の活動が追加される。

- ・ 情報化社会の発展を図る活動
- ・ 科学技術の振興を図る活動
- ・ 経済活動の活性化を図る活動
- ・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ・ 消費者の保護を図る活動

非 営 利 法 人 制 度 の 概 要

法人の形態	社団法人、財団法人	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人	学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等	協同組合 等
法人格の取得	許可（民法）	認証（特定非営利活動促進法）	準則（中間法人法）	認可（私立学校法等）	認可（協同組合法）
目的	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと	特定の活動を行うことにより、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること	社員に共通する利益を図り、営利を目的としないこと	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと	中小企業者等が相互扶助の理念により共同仕入等の事業を行うこと (営利の禁止)
残余財産の帰属	国・地方公共団体、類似の公益法人	国・地方公共団体、類似の公益法人	社員に帰属することも可能	国・地方公共団体、類似の公益法人	組合員
監督等	主務官庁 いつでも職権により立入検査できる。	所轄庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。	なし	主務官庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。	主務官庁 法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。

非営利法人等の主な課税の取扱い

項 目	公益法人等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中 間 法 人	協 同 組 合 等	人格のない社団等
課 税 対 象	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税	すべての所得に対して 課税	すべての所得に対して 課税	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税
法 人 税 率	22%	30% (所得800万円まで22%)	30% (所得800万円まで22%)	22%	30% (所得800万円まで22%)
(1) 寄附金控 〔当該法人が寄附をした場合 の損金算入限度額〕	所得金額の20% 〔学校、社福、更生保護は所得の50% 又は年200万円のいずれか多い金額〕	所得金額の2.5%	所得金額の2.5%	(資本等の金額の0.25% +所得金額の2.5%) × 1/2	所得金額の2.5%
(2) みなし寄附金	収益事業部門から非収益 事業部門への資産の振替 えを寄附金とみなす。	(注) _____	_____	_____	_____

(注) 平成15年度税制改正の大綱(平14.12.19)において、認定NPO法人については、公益法人等と同様に、収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替えを寄附金とみなすとともに、寄附金の損金算入限度額を所得の金額の20%とすることとされています。

非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	人格のない社団等	中 間 法 人	協 同 組 合 等
法人住民税（均等割）					
標準税率	都道府県 年額 2万円 市町村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市町村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市町村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市町村 年額 5万円	都道府県 年額 2～80万円 市町村 年額 5～300万円
法人住民税（法人税割）					
課税対象	収益事業により生じた所得に係る法人税額			法人税額	法人税額
標準税率	都道府県 5% 市町村 12.3%			都道府県 5% 市町村 12.3%	都道府県 5% 市町村 12.3%
法人事業税					
課税対象	収益事業により生じた所得に限り課税			すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税
標準税率	所得年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%			所得年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得年400万円以下 5% 年400万円超 6.6%

（備考）

1. 収益事業の範囲については、法人税の範囲と同一である。
2. 公益法人等、特定非営利活動法人及び人格のない社団等が収益事業を行う場合、均等割の標準税率は都道府県分年額2～80万円、市町村分年額5～300万円。
なお、収益事業を行わない一定の公益法人等（日本赤十字社等）については、均等割非課税。
3. 寄附金の取扱いについては、法人住民税及び法人事業税は法人税と同一。
個人住民税の寄附金控除は、この税が地域社会の費用について住民が広く負担を分任する性格の税であり、極力政策的な控除を設けるべきではないこと、寄附金控除を行う地方公共団体と寄附金による地方公共団体の受益との対応関係が必要であることから、所得税と異なり極めて限定されたものとなっている。

収益事業の範囲

収 益 事 業		
1. 物品販売業	12. 出版業	25. 美容業
2. 不動産販売業	13. 写真業	26. 興行業
3. 金銭貸付業	14. 席貸業	27. 遊技所業
4. 物品貸付業	15. 旅館業	28. 遊覧所業
5. 不動産貸付業	16. 料理店業その他の飲食店業	29. 医療保健業
6. 製造業 (電気、ガス又は熱の供給業及び 物品の加工修理業を含む。)	17. 周旋業	30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、 生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、 デザイン(レタリングを含む。)、自動車操縦又は一定の船舶操縦 (技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し くは公開模擬学力試験を行う事業
7. 通信業	18. 代理業	31. 駐車場業
8. 運送業	19. 仲立業	32. 信用保証業
9. 倉庫業	20. 問屋業	33. 無体財産権の提供等を行う事業
10. 請負業	21. 鉱業	
11. 印刷業	22. 土石採取業	
	23. 浴場業	
	24. 理容業	

上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
- ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
- ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。

2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

年度	追 加 事 業
32	不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業
33	美容業
40	不動産販売業
43	駐車場業
51	信用保証業
53	公開模擬学力試験を行う事業
56	技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加) 旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)
59	無体財産権の提供等を行う事業 席貸業(範囲拡充) 技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加。 入試等のための学力の教授の追加)

公 益 活 動 等 に 対 す る 寄 附 金

寄附の 区分 寄附を した者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ・国公立学校 ・国公立図書館 など 〕	指 定 寄 附 金 〔 ・国宝の修復 ・学校の建設 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 〔 ・日本育英会などの特殊法人 ・公益法人のうち、科学技術 の試験研究や学生に対する 学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など 〕	認 定 N P O 法 人 に対する寄附金 〔 特定非営利活動を行う法人 (NPO法人)のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの 〕
所 得 税	「寄附金(※)－1万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入 (所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の
もので(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

特定公益増進法人制度の概要

特定公益増進法人制度は、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを「特定公益増進法人」として、これらの法人の主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の優遇措置（別枠損金算入）を講ずるものである。

- 「特定公益増進法人」は、政令により次のとおり定められている。
 - ① 独立行政法人
 - ② 特別な法律により設立された法人で政令で定められているもの
具体的には環境事業団、国際交流基金、日本育英会、日本芸術文化振興会、日本赤十字社等の25法人（平成14年4月1日現在）が定められている。
 - ③ 民法上の社团法人、財団法人で、（イ）勸日本体育協会など政令に掲名されているもの及び（ロ）教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を主たる目的とするもので運営の適正につき主務大臣の認定を受けたもの
対象となる業務として、政令で、科学技術の振興、教育の振興、芸術の普及、文化財の保存、経済協力、対日理解の増進、自然環境の保護など、37の類型（平成14年4月1日現在）が定められている。
 - ④ 学校法人等
 - ⑤ 社会福祉法人
 - ⑥ 更生保護法人
- 特定公益増進法人に関する認定基準（所得税法施行令第217条及び法人税法施行令第77条）
 - ・ 対象となる具体的業務（限定列举）に該当するものであること
 - ・ 当該法人の運営組織及び経理が適正であること
 - ・ 相当と認められる業績が持続できること
 - ・ 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと
 - ・ その他適正な運営がされているものであること
- 認定権者 — 主務大臣
〔主務大臣の民法第34条（公益法人の設立）の許可の権限が委任されている場合は、委任を受け、
ている者（具体的には都道府県知事等）〕
- 認定期間 — 原則として2年間

第七十七号の増進に著しく寄与する法人の範囲
一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

海外における我が国の増進を図るため、我が国の政治、経済、文化その他の事情（我が国の特定の地域における我が国の利益）の増進を図る業務（以下「海外業務」という。）を行うことを主たる目的とする法人

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲

一 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
二 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲
三 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲